

しまなみしんきん法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

しまなみしんきん法人キャッシュカード（以下「カード」という）は、次の取引に利用することができます。

- (1) 当金庫の現金自動預金機に（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入をする場合
- (2) 当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の窓口において預金の預入または払戻しをする場合
- (4) 当金庫の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について、初めてカード発行の申込みがあった場合には、「現金自動取引機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、『お取引明細票』を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と下記5-(2)に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (カードによる窓口での預入れおよび払戻し)

- (1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードにより窓口で払戻しをする場合は、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。
- (3) カードにより窓口で預入れ、または払戻しをする場合の1回あたりの限度額は、当金庫所定の金額とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (4) 当金庫の窓口でカードにより払戻しをする場合に、払戻請求金額を超えるときは、その払戻はできません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫所定の預金機利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫所定の支払機利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (預金機・支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記(1)(2)による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 当金庫の支払機等が停電・故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機・支払機および通帳記帳機で使用された場合、または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機科用手数料金額は預入または払戻した金額とは別に通帳に記入します。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

9. (暗証番号の照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当金庫の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうへ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

10. (預金機・支払機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

12. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当金庫に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定により取扱います。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)